

教えて!

安保法制がわかりません。

# アッポッアッ!

作：上越中央法律事務所

第三話「後方支援」





テロ特措置(アフガニスタン戦争)とか、イラク特措置(イラク戦争)とかだね。

でも、今回はいつでも自衛隊を派遣できるようにするために、恒久的な法律(英④国際平和支援法)をつくろうとしているよ。

「テロ特措置」の恒久的な法律		「英④国際平和支援法」(暫行法)	
威力行使 —英④14条1項	武力支援 —自衛隊の武力行使—英④14条1項	武力支援 —自衛隊の武力行使—英④14条1項	武力支援 —自衛隊の武力行使—英④14条1項
武力行使 —英④14条1項	武力支援 —自衛隊の武力行使—英④14条1項	武力支援 —自衛隊の武力行使—英④14条1項	武力支援 —自衛隊の武力行使—英④14条1項
武力行使 —英④14条1項	武力支援 —自衛隊の武力行使—英④14条1項	武力支援 —自衛隊の武力行使—英④14条1項	武力支援 —自衛隊の武力行使—英④14条1項

硬球はあたると痛いよね。ほんと。

いい加減野球から頭を切り換えて！

でも、恒久法を作ればすぐに対応できるからいいんじゃないの？

必ずしもそうとは言えない。派遣の必要性や、法的な根拠等について慎重に議論、検討しないと、適法な戦争に加盟することになりかねないと言われているよ。

イラク戦争なんかは、完全に先制攻撃だし、口実にされていた大量破壊兵器もなかったから、国際法違反は明らかだもんね。

イラク戦争のときには、小泉総理がいち早くアメリカの選択を支持したこともあって議論が十分に尽くされなかったよね。

周辺事態法を改正して、地理的な限定をなくすっていう話もあるよね？

そうだね。法律の名も変わって、重要影響事態安全確保法になるんだ(表③)。

国際平和支援法(表④)と重要影響事態法(表③)はどのような関係になるの？

どちらの法律でも自衛隊がやる内容はほとんど変わらないよ。じゃあ、2つもある意味はないんじゃないの？



国際平和支援法では、事前の国会承認と「関連する国連決議」が要件になっているけど、重要影響事想法では、国会承認は事後でもよく、国連決議は不要なんだ。

そうとも言えるかな。  
ただ、2つの法律では要件が違うんだ。  
どういうこと？

重要影響事想法では一応日本に対する影響を考慮することになっているけど、国際平和支援法では日本に対する影響は考慮する必要がないんだ。

要件が緩い重要影響事想法があると、国際平和支援法が要件を厳しくしている意味がないんじゃない？

じゃあ、やっぱり国際平和支援法の方が要件は厳しいの？

「日本の平和と安全に重要な影響を与える事象」という要件は抽象的すぎるから論止めになるか疑問だね。

イチロー？  
「一応だよ」一応。  
その留保は  
どういうこと？

どっちもあんまり要件が厳しくないんだね。

そう言ってもいいかな。  
ただ、秘密保護法があるから情報が隠されて国会の承認は形式的になるだろうね。それに「関連する」国連決議でいいなら、湾岸戦争に関する国連決議を根拠にイラクに自衛隊を派遣したようなことが繰り返されるかも知れないね。



これまでと違って、戦闘地域でも自衛隊が活動できるようになるんだよね。

そうだね。これまで、非戦闘地域でない活動できなかつたんだけど、改正後は「現に戦闘が行われていない」地域であれば活動できることになるんだ。

活動中に戦闘行為が行われる可能性があっても活動できるってことか。そんなの危ないんじゃない？

そうだね。しかも、戦闘現場になってでも捜索救助活動なら継続できるとされているよ。

従来	現に戦闘行為が行われていない	ここで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる
閣議決定による変更	現に戦闘行為が行われていない	ここで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われないと認められる

それに「後方支援」の内容もかなり変わって、弾薬を提供したり、発進準備中の戦闘機への給油もできるようにするんだ。

え！絶対危ないでしょ！

もともと戦闘部隊より、兵站部隊の方が攻撃されやすいんだ。

現にアフガニスタン戦争でも兵站に従事したNATO軍に1000人以上の犠牲者がでているよ。

でもこれまでは自衛隊員にないんじゃないっけ？

自衛隊が後方支援を行う場合、武力行使はしないということをアピールして、砂漠でもあえて目立つ迷彩服を着ていたんだよ。

そうなんだ！でも戦闘地域で弾薬を絶対的に狙われるよな。

自衛隊員に犠牲者がどのくらいあるの？

自衛隊は、戦闘行為の一部を担うようになるんだね。

「後方支援」「協力支援」という言葉からイメージされることは全然違うね。